

## 令和6年度 第2回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和6年11月13日（水）午後1時30分～3時10分

【会 場】： 新潟市役所 本館5階 全員協議会室

【出席者】： 委員長 上村 都 （大学教授）  
委 員 今井 あかね （大学教授）  
委 員 梅澤 克博 （公認会計士）  
委 員 富山 栄子 （大学教授）  
委 員 松岡 立行 （弁護士）  
委 員 榎並 みほ （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

【傍聴者】： なし

### 1. 定例会議 報告

#### (1) 令和6年度上半期（4月～9月）契約工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告

（上村委員長）

委員長の上村でございます。委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

これより、令和6年度第2回新潟市入札等評価委員会定例会議を開会いたします。

次第1「定例会議 報告」の（1）「令和6年度上半期契約工事に関する入札・契約手続の運用状況等」について、事務局は報告をお願いいたします。

（事務局）

契約課長の加藤でございます。

本日は、皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。さまざまなお立場で、公平な視点で、本市の入札制度について忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度上半期の発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について報告と説明をさせていただきます。

お手元の資料1ページ、発注工事総括表をご覧ください。予定価格が250万円以下の工事を除く、令和6年4月から9月までの半年間の発注工事の状況でございます。契約総件数が457件、当初契約額の合計は180億7,699万800円で、平均落札率は92.08パーセントとなっております。制限付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおり

です。件数については、前年同期が 408 件であったのに対し、49 件の増となっています。平均落札率については、前年同期が 91.72 パーセントであったのに対し 0.36 ポイント上昇しています。

次に 2 ページをご覧ください。発注件数および落札率の推移をグラフ化したものです。前回お示したグラフに令和 6 年度上半期のデータを追加しております。平成 17 年度以降下がり続けた平均落札率は、平成 20 年度に最低制限価格を 2 パーセント引き上げて以降上昇し、平成 26 年度に区役所発注案件について下限を 90 パーセントに引き上げて以降はほぼ横ばいの状態が続いておりましたが、令和 5 年度下半期においては、能登半島地震によって被災した施設等の応急復旧工事において緊急を要するため随意契約とし、落札率が高くなった案件が多くあったことにより上昇がみられました。令和 6 年度上半期は、引き続き震災の影響により落札率は高めであるものの、令和 5 年度下半期と比較すると随意契約の件数も減少し、落札率も下がっているという状態です。入札改革の経緯につきましては、前回ご説明したとおりとなります。

次に資料の 3 ページをご覧ください。苦情処理について該当案件はございませんでした。

次に、4 ページから 5 ページが指名停止についてです。令和 6 年度上半期において指名停止となった案件は 1 件で、該当業者も 1 社です。措置対象事業者は大成建設株式会社です。大成建設を代表とする共同企業体で施行中の中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）にて発生した労働災害について、その事実を下請会社が労働基準監督署に報告せず、同社の社員もこれに関与したとして、労働安全衛生法違反の罪で令和 6 年 3 月 19 日に略式起訴され、同月 26 日に罰金刑の略式命令を受けました。このことが、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の第 2 条、要領別表第 2 条第 2 第 7 号の不正又は不誠実な行為に該当したため、1 か月の指名停止といたしました。5 ページは指名停止等措置要領の該当情報を参考までに掲載しております。

次に、6 ページの談合情報対応につきましては、該当案件はありませんでした。

以上で令和 6 年度上半期の総括的な報告とさせていただきます。

（上村委員長）

ありがとうございました。ただいまの報告につきましてご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと存じます。

## （2）当番委員より抽出工事事案の説明

続きまして次第（2）「当番委員より抽出工事事案の説明について」でございます。今回、

審議する抽出工事事案につきましては、当番委員の松岡委員から事前に抽出していただいております。抽出事案と抽出理由について、松岡委員、ご説明をお願いいたします。

(松岡委員)

詳細につきましては8ページに記載してあるとおりでございますが、21番については、申請者2社のうち1社が辞退し、落札率が99.9パーセントと高いため経緯を知りたい。40番の工事につきましては、申請者4社のうち3社が辞退し、落札率が99.57パーセントと高いため経緯を知りたい。46番の工事につきましては、申請者10社のうち9社が辞退し、落札率が99.88パーセントと高いため経緯を知りたい。

指名競争入札関係ですが、57番の工事に関しては、申請者10社のうち6社が辞退、2社が棄権、1社が超過で落札率が100パーセントと高いため経緯を知りたい。73番の工事につきましては、申請者10社のうち9社が超過で、落札率が98.43パーセントと高いため経緯を知りたい。

随意契約につきましては33番の工事ですが、契約金額が1億6,500万円と高額であり、落札率が99.56パーセントと高いため経緯を知りたい。

以上の理由で抽出させていただきました。

(上村委員長)

松岡委員、ご説明どうもありがとうございました。それでは、抽出事案につきましては事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順にご説明をお願いいたします。なお、質疑につきましてはある程度区切りながら行いたいと思います。

一般競争入札の事案につきまして、事務局は説明をお願いいたします。

### **(3)抽出工事事案の審議**

(事務局)

契約課の小樋山です。よろしく願いいたします。

それでは資料9ページの抽出事案説明書①の各項目を上から説明させていただきたいと思っております。

まず抽出案件①ですが、東総第1号の「東区役所前横断歩道橋撤去工事」です。発注方式は制限付一般競争入札となります。工事担当課は東区総務課です。予定価格は4,995万円、落札金額は4,990万円となっております。いずれも税抜きの価格です。落札率は99.9パーセント、こちらは落札金額を予定価格で割りかえた率ということで99.9となっております。工事種別が土木一式、建設業法で定められている29種類のうちのひとつで、土木一式となっております。

す。次の2項目については、別途資料をご用意しております。

1枚めくって10ページをご覧ください。工事概要ということなのですが、平成5年に作られたイトーヨーカドー時代の横断歩道橋が残っております。現在は東区庁舎の一部として管理されております。ですから、工事課が東区建設課ではなくて、庁舎管理の任に当たっている東区総務課となっております。

この歩道橋なのですが、できてから31年が経過しております、かなり老朽化が進んで、直近の検査で、5年程度以内に早急に補修が必要ですよという診断が下されております。ただ、実際のところ、現地をご存じの方もいらっしゃるかと思うのですが、少し奥に行っただころにすぐ横断歩道があるため、橋は既に不要な状況となっております。それで撤去しようということになりまして、本案件を実施した次第です。

内容としましては、下半分、10ページの下半分が図面になっておりますが、図面にあるとおり、向かい側、東警察署の駐車場に巨大なクレーンを展開しまして、そこも交通量が一日3万台弱ということで非常に重要な幹線道路ですので、夜中に交通止めをかけて、一晩で一気に橋を撤去するというような大工事となっております。

9ページにお戻りいただけますでしょうか。先ほどの項目の続きになるのですが、競争参加資格の設定内容です。11ページに添付した公告書類に記載のとおりになります。細かい部分については11ページをご覧くださいながら後ほど詳しく説明させていただきます。ほか、競争参加資格の設定としましては、入札の一般的なルールについては11ページの公告書類とは別に決めました全案件共通の一般競争入札共通公告というものがございまして、こちらで設定しております。この共通公告というのは、暴力団だとだめだよとか、指名停止を受けている人間はだめだよとか、そういった基本的な事柄を定めたものになります。

次の項目にまいります。資格設定の経緯・理由です。参加要件を付けることの根拠を書かせていただいておりますが、まず一つには、一般競争入札実施要綱第3条です。市役所内部の審査委員会というものが組織されておまして、工事ごとに個別の要件をここに諮ったうえで設定できるとされております。これに基づいて個別に要件を設定させていただいております。

ここには書いていないのですが、その他、地域要件や実績要件を付けることに対する法律レベルの根拠もございまして、まず、施工能力がない事業者が受注してしまわないように品確法というような法律もございまして、こちらも地域要件を設定する根拠となっております。そのほか、市内の事業者を優先するといったところについては、地域の経済基盤強化のための法律がございまして、中小企業振興基本条令、法律というか新潟市条令としても設定しておりますので、そちらが根拠となっております。

先ほど申し上げました審査委員会というのは、正式には新潟市請負工事等入札参加資格要件

等審査委員会と申しまして、副市長を委員長とした会となっています。原則、月1で会合をして、これに諮って、案件ごと、この案件についてはこの要件でいいかというところを諮ったうえで決定しておるといような仕組みとなっております。

次の項目にまいります。資格参加申請書の提出者数。この案件については2者でした1者が辞退となり、入札参加者数は結果として1者、したがって有効札も1者となりました。

落札候補者の資格認定についてですが、新潟市においては、入札が終わったあとに、落札候補者となった事業者の資格審査を実施しております。これは、入札上の手続き期間短縮と、入札契約時の効率化を目的として、このようにさせていただいております。

最後、入札状況等の契約までの経過については、記載のとおりです。

先ほどご覧いただいた11ページの入札公告のページに進んでいただけますでしょうか。先ほどのページと重複する部分もあるのですが、そちらを省いて、予定価格以降を確認していきたいと思います。

上から3分の1ほどのところに予定価格という項目があります。こちら、事後公表と書かれております。事後公表と書かれているとおり、落札候補者決定後には予定価格を公開させていただいております。

続きまして最低制限価格。総合評価方式ですと、最低制限価格は原則、設定されないのですが、こちらの案件、一般競争入札によって業者が決定しましたので、「設ける」となっております。

続きまして申請申込締切日時から入開札予定日時です。電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等を記載しております。書かれたとおり、実施されました。

続きまして前払金です。業者決定後、業者から求めがあった場合、契約金額の4割以内を前払いするという制度なのですが、原則、全ての工事で適用しております。こちらについても適用対象でした。

続きまして部分払いです。工期が2か年以上にわたる場合に適用されるものですが、年度ごとの出来高に応じて支払いを決定するというルールで利用されます。この工事については、2年を超えるものではないので、適用がありませんでした。

続きまして入札保証金。新潟市競争入札参加資格者名簿に登録済の事業所は免除ということになっておりますので、免除されております。

続いて請負業者賠償責任保険です。施行中に事故等で人身、物損等の被害が生じたときの保障ということです。この工事におきましては要加入です。コンサル、設計は別として、工事案件については全て新潟市では保険に入っております。

以降の項目なのですが、この案件の特性に応じて設定した個別要件ということになります。

まず、単体又は特定共同企業体という項目があります。こちらは単体となっています。一定金額以上の工事ですと、JV、共同企業体でないためだとするのですが、この工事については、金額的に不要なレベルでしたので、単体としています。

格付又は評点。土木工事でSまたはA、またはBランクに格付け認定されているものとしています。この格付けというのは、2年に一度、事業者登録の更新時に、個々の事業者に対して、工事実績に応じて市が決めさせていただいているもので、SランクからDランクまでございます。この工事は工種が土木一式ですから、SからBランクの格付けを得ている事業者のみ参加可能ということです。

続きまして営業拠点です。地方自治法施行令 167 条 5 の 2 で地域要件が認定可、設定可とされております。この工事においては、国内に本社を有する事業者のみ参加を許可しますという条件を付けさせていただいております。市内本店の案件もあるのですが、この工事では、国内に本社があればいい設定にしております。

続きまして実績要件です。この案件ですと、平均交通量が1日1万台以上の道路における歩道橋撤去工事をやったことのある業者というのを条件とさせていただきました。実績については、コリンズといわれる公共工事の実績データベースシステムがありまして、そちらで我々も確認済です。国土交通省が整備したインターネット上のシステムとなります。

11 ページは以上となりまして、12 ページの入札・契約結果詳細に進んでいただけますでしょうか。

結果なのですが、入札の結果、株式会社山下技建が落札しております。予定価格は4,995万円のところ、4,990万円で落札いたしました。辞退については1者が辞退しております。辞退理由については、直前にほかの工事を受注したもので、当てる予定の技術者がそちらに取られてしまって、受注できなくなったので辞退させていただくということでした。

落札率が高い要因、99.9 パーセントですけれども、こちらについては、札入れしたこの山下技建さんがかなり正確に予定価格を予想していたのかと想像しております。土木工事については積算基準が公開されておりますので、金額、予定価格を算定するための計算を予想することが容易なのです。先ほど申し上げたとおり、東警察署の駐車場にクレーンを展開して工事を実施しますが、クレーンについては自社で持っていなければ見積りを取ることになりますので、公開されている基準で計算した結果にクレーン部分の見積りを乗せると、大体これくらいかなということが予想できるような仕組みになっております。あとは今回、非常に大工事ですので、だいぶ特殊な超大型のクレーンを使わなければいけなくて、そのクレーンを近隣で保有している会社が1社しかなく、おそらく、市と山下技建が同じクレーン会社から見積りを取ったと。そして基準が公開されている部分については、市側と業者さんが一致する可能性が

高いというような状況があり、落札額が予定価格に近くなることは構造的にありうる話と想定しております。

かつ、どうしても取りたい仕事であればそこから大幅に値下げをしてくるというようなこともあろうかと思うのですけれども、この案件については、非常に大変な仕事だと発注者側の市としても正直思っております。何が大変かといいますと、電力線ケーブルと電話線が橋げた内に通っているのです。ですから、今回あの橋を壊すということで、橋の中に通っていた電力ケーブルと電話線を一旦撤去して引き直すというような調整がどうしても必要になってきます。電力線、電話線を張りなおすといった部分では東北電力であったりNTTであったり、各関係機関と調整が発生します。また、道路を止めるというところで、警察と調整が必要になります。かつ、地域住民への説明もしっかりしなければいけないので、近隣の自治会やコミュニティ協議会などに対する調整も必要になってきて、大変な仕事だということで、正直、うまみの少ない仕事なのかなという、受注意欲があまり各社沸いてこないような中で、取れなくても構わないということで、必要以上の値下げをせずに、結果、予定価格に近い価格での落札になったと分析しております。

長くなりましたが、抽出案件①については以上です。

(上村委員長)

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問はございますでしょうか。

(松岡委員)

まず、請負業者の賠償責任保険の関係のご説明で、私の聞いた範囲だと、設計は除くというようなご説明をいただいたかと思うのですけれども、それは間違いないでしょうか。

(事務局)

設計と申し上げたのですけれども、正確には建設コンサルタント業務です。工事につながる建設コンサルタント業務の賠償責任保険の加入については、現場作業の有無によって工事担当課で決定します。

(松岡委員)

設計自体に欠陥とか瑕疵があって損害が発生した場合は、施工業者がそのまま設計どおり、気づかないでやったとしても、普通、設計者が責めを負うと思います。ですから、賠償義務を設計者、コンサルが負担する可能性もあると思うのですが。現場に出ているかどうかということはあまり保険の付保の必要性と関係ないのではないかと思うのですけれども、なぜコンサルは賠償保険の付保義務を免除されるのか、その合理性があれば説明していただきたいのですけれども。

(事務局)

ありがとうございます。もし松岡委員がおっしゃるような事例が生じた場合に、賠償しなくていいわけではありませんから、コンサル業者で任意に加入する場合はあるのかなとは思いますが、私どもで義務化している保険というのは、工事を進める中で、例えば第三者に損害を与えてしまった、事故を起こしてしまったとか、そういった場合を想定しており、工事については皆さん入っていただくというようにしているという趣旨になります。

(松岡委員)

ご説明は分かったのですが、でもその設計自体にミスがあって、工事の結果、被害が出たら、コンサルが賠償義務を負う可能性があるわけですよね。

(事務局)

そうですね、設計業者、設計の瑕疵で、おっしゃることは生じる可能性はあるかと思います。

(松岡委員)

そうすると、やはり保険を強制的に付けさせるほうがいいのではないかと私は考えていますけれども。

(事務局)

ありがとうございます。強制的に付けさせるかどうかということについては、付けさせることで設計業者に負担が生じ、それがまた私どもの発注の価格にも影響してくるということになりますので、ほかの都市でどのように設計業者に対して賠償責任を担保させているかというようなことを、今後研究してまいりたいと思います。

(松岡委員)

分かりました。

もう1点なのですが、最後の、11 ページの備考で、積算疑義申立対象案件と書いてあるのですが、この制度のご説明をいただきたいのと、その対象外というか区別をどのようにされているのかということをご説明いただければ。

(事務局)

積算疑義申立対象案件といいますのが、予定価格の公表は事後になるわけですが、落札者を決定した段階で、一旦、この業者にこの額で決まったというお知らせが入札した方全員に行きます。いや違うのではないかと、市側の積算に間違いがあってこの額で落札になっているのではないかとというような疑義を事業者が持った場合に、疑義を申し立てることができるというのが積算疑義申立対象案件というものになります。

これは、どういう案件が対象になるかというのは工種と金額で決まっておりますけれども、金額につきましては、一般競争入札が対象になりますので1,000万円以上になりますし、工種

については土木と造園と舗装です。その3工種につきましては過去に積算誤りが少し重なったことがあります、申立てができることにしております。

(松岡委員)

分かりました。ありがとうございました。疑義申立が出ると、市側としてはやはり職員の方がまた精査しなくてはいけないから、ずいぶんコストというか手間がかかるので、やはりある程度の金額で、1,000万で縛りをかけているということなののでしょうか。

(事務局)

1,000万円以上のものはこの積算疑義申立対象案件ですし、そのほかの指名競争入札については、簡易積算疑義申立とあって、また少し違うのですけれども、一応そのような区別をして、申立てを受けております。

(松岡委員)

分かりました。私の考えですと、やはり過去にこういう工種で積算ミスがあったから、そこだけを対象にするというのは少しおかしいかと。基本的には全工種、1,000万円の縛りはいいと思うのですけれども、やはり疑義の対象は全工種であるほうが合理性があるのかなとは思っておりますので、一つの意見として聞いていただければと思います。

(上村委員長)

どうもありがとうございました。ほかにご質問等ございますでしょうか。

(梅澤委員)

ご説明ありがとうございました。単純な興味といたしますか質問になってしまうのですけれども、こちらの、もともと手を挙げられた会社さんが2者しかいらっしゃらないですが、これは最初からある程度想定できた事態なののでしょうか。それとも、コリンズなどの実績要件を設定した結果、2者に絞られてしまったというような認識なののでしょうか。

(事務局)

難しい工事ではありますので、やはり実績要件を付けないわけにはいかないという考えでした。

そういった中で、手を挙げることのできる、要は実績を踏まえた事業者が少ないことはもともと分かっておりましたので、少しでも手挙げをしやすいように、市内本店や、市内支店営業所ではなくて、国内本店としております。国内本店とするものはあまりないので、ちゃんと競争が働くように、少しでも多くの事業者さんに入っていただきたいので、エリアを広げて、ただし、妥協はできないので、実績要件としては平均交通量1万台以上の道路での歩道橋撤去の実績があるという制限を付けさせていただいたと。そういったところでバランスを取りつつ実施した次第です。

(梅澤委員)

ありがとうございます。もう少し多くの方が参加していただければ、より適切な価格とか、クレーンを所持しているところがあればもう少し安くすることができたのかなと思ったのですが、そういう事情であれば納得いたしました。ありがとうございます。

(上村委員長)

ありがとうございます。

今のご質問に関連してなのですけれども、この要件を満たす企業というのは、もし分かれば構いませんけれども、何社くらいいるという想定の下でこの基準を付けられたのでしょうか。

(事務局)

私どもの方で正確に何社いるかということは把握しきれなかったのですが、過去に似たような工事を市内でやったことがあるかということは少し調べたのですが、あまりなくて、やはり必要とされるクレーンが非常に特殊で、なかなかないということは把握していたので、全国に何社いるだろうというところまでは把握しておりませんでした。

(上村委員長)

ありがとうございます。少し気になっておりましたのは、11 ページの公告の中の下から五つ目の格付又は評点のところ、新潟市入札参加資格者名簿に記載のある一定の業者ということで、新潟市の名簿の中におよそ全国のものがあるとは思えませんでしたので、何か少しこの関係でも気になっていたというところがございます。

(事務局)

おっしゃるとおり、新潟市の名簿ですので、新潟市に所在する事業者さんが中心なのですが、WTO案件、何十億もの大規模工事というものも新潟市においても数年に1件、あるいは年に1件というような頻度で出てきます。そういった案件については、やはり市内本店の事業者では手に負えないような工事もございますので、新潟市の入札参加資格者名簿には、いわゆるゼネコン、スーパーゼネコンのような会社さんというのはきちんと登録していただいております。

(上村委員長)

分かりました。ありがとうございました。

ほかに先生方から何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、残りの一般競争入札2件につきまして、事務局はご説明をお願いいたします。

(事務局)

中央区総務課長の高橋と申します。よろしくをお願いいたします。

資料の 13 ページをご覧ください。抽出事案②下管第 18 号「中部下水処理場雨水吐出槽分水堰築造工事」についてでございます。

工事担当課は下水道管理センターです。予定価格は税抜で 2,109 万円、落札金額は 2,100 万円。落札率は 99.57 パーセントでございました。工事種別については土木一式となります。

工事概要についてですけれども、中部下水処理場内の雨水を調整池へ導水するための分水堰を新設する工事でございます。こちらは、これまでは降雨時の未処理下水の一部について放流していたわけですが、調整池を新たに作りましたので、その調整池へ導水する部分と、これまでどおりそのまま放流する部分に水を分けるために、そのための分水堰を新設するという工事でございます。

15 ページの入札公告については、今ほど詳しく契約課から説明がありまして、ほぼ同様となりますので、省略させていただきまして、16 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。

下段にありますけれども、4 者の申込みがありまして、3 者が辞退、1 者から応札がございました。本工事につきましては、工事自体は鉄筋コンクリート造の壁を作るということで特殊なものではございませんけれども、施工場所の都合上、工事中に大雨が発生した場合に工事を中断せざるを得ず、施工費のほか、安全確保等により注意を要するため、受注を避けたのではないかと推察されます。後ほど調べました辞退理由といたしましては、積算してみたが予定価格以上であった、ということを確認しております。

落札率が 99.57 パーセントと高かった理由といたしましては、先ほど契約課の案件でも説明がありましたように、土木工事に関しましては、単価、積算基準が公表されており、きちんと積算すれば予定価格を算出することができます。それと、今ほど申し上げましたように、通常の工事に比べまして注意を要する工事であることから、それらを考慮して積算をし、採算、日程を踏まえた結果、予定価格に近い落札となったものと考えております。

以上が、抽出事案②の説明でございます。

続きまして、抽出事案③についてご説明申し上げます。西下第 12 号「早川堀排水区早川堀幹線 35-2 管更生工事」についてでございます。

工事担当課は西部地域下水道事務所。予定価格は税抜で 1,630 万円。落札金額は 1,628 万円。落札率については 99.88 パーセントでした。工事種別につきましては土木一式となります。

工事概要につきましては、早川堀ポンプ場内の老朽化した管の内側を修復しまして、管の強度を高め、管の寿命を延ばす工事でございます。

20 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。こちらの下段になりますけれども、10 者が参加申込みを行い、9 者が辞退、1 者からの応札がございました。辞退理由といたしまして

は、確認できるものとして、4者が他の工事を受注したため技術者の確保ができなくなった、残りについては積算してみたが予定価格以上だったなどということを確認しております。本工事につきましては、施工延長が短く、管更生工事としては金額が小額であり、業者として受注のうまみを感じられず、他の工事を受注すれば良いと考えられたのではないかと推察されます。

落札率が99.88パーセントと高かった理由といたしましては、先ほどの工事と同様に、積算単価が公表されていること、結果として有効だった業者が1者だったことが原因と考えております。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

(上村委員長)

ありがとうございました。ただいまの2件の説明につきましてご質問はございますでしょうか。

(今井委員)

今の説明なのですけれども、私が聞き逃したかもしれないのですけれども、この辞退理由のところ、予定価格が事後公表なのに、積算したら予定価格以上だったというご説明だったような気がするのですけれども、もう1回説明していただいてもいいでしょうか。

(事務局)

すみません、説明が悪かったのです。

自社で積算をした結果、予定価格と思われる価格よりも、自分たちで積算した価格が高かったので辞退をした、ということではないかということでございます。

(今井委員)

ということは、各事業者の方が、予定価格を予想というのはみんなされているのでしょうか。

(事務局)

はい。今ほどもご説明しましたように、土木工事については、単価ですとか積算の方法が公表されておまして、これは、以前の官製談合の關係を受けて公表することになったということなのですけれども、公表をしておりますので、しっかりと会社で積算をしようと思えばできるということになっておりますので、それで積算をしたのだらうということでございます。

(今井委員)

はい。ありがとうございました。

(松岡委員)

それに関連してなのですけれども、私も少し、素人的で恐縮なのですけれども、結局、積算ソフトがあつて、例えば土木工事であれば大体予定価格が分かるわけではないですか。そうす

ると、事後公表にする意味は何なのかなという、根本的に思うのです。今少し調べると、一応、公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという通知があって、基本的には事前公表するなというふうになっていて、理由としては、予定価格を事前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、ということがありますが、でも、どうせ積算ソフトで分かるのであれば、本当にこの趣旨でいいのかなと。むしろ、もし事前公表をすると、メリットとしては、例えば職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となるとか、そういうことも書かれていますし、無駄な見積り作業をさせるから入札者が減るのではないかという気もするし、別に予定価格が決まっても、安いほうが取れるのであれば、落札価格が高止まりになるとは言えないのではないかと思いますし、これはもちろん国とか国土交通省とかそういうレベルになると思うのですけれども、もし何か全体の会議とかがあるようであれば、本当に合理性があるのかということ一度検証していただくほうがいいのかなというのが、個人的な意見として思いました。質問というよりは意見です。以上です。

(事務局)

そういったご意見もありますし、今、新潟市が定めている中でそのようになっておりますので、契約課とも、今後どうするべきかというところは検討していきたいと思っております。また、こういった制度については、どれが正解でどれが一番いいかというものもあると思っておりますので、国との関係もありますので、そういったところも踏まえながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(松岡委員)

よろしく願いします。

(上村委員長)

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。

(今井委員)

二つ目の案件なのですが、大雨があった場合に工事が中断して価格が上がるようなご説明でしたけれども、受注された会社はそういうことはちゃんと考えているのでしょうか。

(事務局)

ほかの業者が辞退したということから鑑みますと、そういった不測の事態を予測して辞退したと思っておりますし、ここの業者は、そういうことがあっても、一応、大雨が降っても工事をする、水が流れてくるのが2系統ございまして、1系統を止めてやるのですけれども、あまりにも大雨が降ると、そこを止めてやるわけにいかないのが、全吐出とも流さなければだめだと。そうしますと、せっかく分水堰を立ち上げている中で、水を流すとその分水堰が崩れてしまうとか、

そういう可能性もありまして、その辺のところも踏まえまして、今回落札したところはそういった危険性も踏まえた上で積算をして落札、応札してくれたということで考えております。

(今井委員)

ありがとうございます。そうしましたら、不測の事態が発生して、価格が落札価格よりも高くなった場合はどうなるのですか。

(事務局)

いろいろなケースがありますけれども、その辺も踏まえてその中でやっていただくということもありますし、例えば、いろいろな工事に必要な材料とかそういったものが多くなったと、致し方ない部分があれば、変更契約ということも場合によってはあるかと思えます。

(今井委員)

ありがとうございます。

(上村委員長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先に進めたいと存じます。

続きまして、指名競争入札2件につきまして、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

江南区地域総務課長の神田でございます。よろしく申し上げます。

資料21ページです。抽出事案④、江南区発注の「五月町2丁目地内背割排水路改修工事」につきましてご説明いたします。

発注方式は指名競争入札、工事担当課は江南区建設課となります。予定価格は税抜き380万円に対し、落札金額は380万円。落札率100パーセントでした。工事種別は土木一式となります。

工事概要は次の22ページをお開きください。本工事は市下水道部の背割排水路事業を活用し、改修工事を行うものです。雑草の繁茂や害虫発生で困っている地元からの要望をうけ、背割排水路上部にコンクリート工を施工し、環境整備を行ったものです。

続きまして、資料23ページ、入札情報につきましてですけれども、こちらに記載のとおりとなっております。

入札結果につきましては、次の24ページをご覧ください。下に記載の10者を指名し、6者が辞退、2者が入札書未着による棄権、札入れをしていただいた2者のうち1者が超過となり、有効だった1者が落札いたしました。入札者が2者と少なかった理由についてですけれども、辞退した6者への聞き取りでは、積算額が予定価格と思われる価格以上だった、現場条件が悪いため、などのほか、先ほどもありましたけれども、ほかの工事を受注したため技術者の確保

ができなくなったなどの理由で辞退されたということでした。金銭面や現場の条件、人員確保等、さまざまな理由による辞退ということでした。

担当課によりますと、背割排水路のほとんどが、従来からある農業用排水路が宅地開発の結果、宅地の中に残ったもので、こういった背割排水路は道路に接していないため、車両や建設機械が入られない現場が多く、人力での作業負担の増加ということも辞退につながったのではないかとのことでした。

落札率が 100 パーセントになったことにつきましてですけれども、先ほどからお話が出ていますけれども、積算の単価が公表されているため、予定価格に対して積算の価格が出しやすくなっているというところがございます。こういった面と、金額の面と作業負担の面から、積極的に落札を目指すことがなく、あまりうまみのない工事というようなことだと思われ、予定価格と思われる額と同額の入札をした業者が、結果として 100 パーセントで落札したのではないかと捉えています。

私からの説明は以上です。

(事務局)

続きまして、秋葉区地域総務課長の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

資料 25 ページをご覧ください。抽出事案⑤です。発注方式は指名競争入札、工事担当課は下水道管理センターです。工事名が「真木野ポンプ場 No. 3 ガスタービン始動用直流電源盤蓄電池取替工事」です。予定価格は税抜き 508 万円、落札金額は税抜で 500 万円でした。落札率は 98.43 パーセント、工事種別は電気となっております。

工事の概要につきましては、26 ページに写真が載っております。真木野ポンプ場と申しますのは、下水道の新津中部排水区の雨水を能代川に排水するためのポンプ場となっております。その工事として No. 3、1、2、3 とポンプがあるわけですが、No. 3 の雨水ポンプ駆動用ガスタービンの始動用直流電源盤に設置されている蓄電池を取り替える工事となっております。一番下に蓄電池の写真が載っております。

25 ページに戻っていただきますと、指名業者数は 10、辞退者が 0 となって、入札参加者数も 10 となっております。

ページめくっていただきまして 27 ページの入札情報につきましては、今ほど申し述べたとおりですので割愛させていただきます。

次に 28 ページです。こちらが入札結果となっております。下の表をご覧くださいと、本件につきましては、指名業者 10 者のうち、超過が 9 者、有効入札が 1 者で、有効入札者を落札者として決定いたしました。本件で超過が 9 者となった要因につきましては、工事課の設計額では、工事価格 508 万円のうち、蓄電池本体の価格が約 79 パーセントを占めております。

入札参加者の積算内訳書を見ても、超過となったほとんどの業者は、いずれも機器費、蓄電池本体の価格が工事課の設計額よりも高くなっておりまして、それが入札金額に影響したものと思われる。

また、落札率が98.43パーセントと高い要因につきましても、設計額ベースで蓄電池本体の価格が79パーセント、労務費が約3パーセントとなっております、差が生じにくい価格構成であったことが要因と推察しております。

以上で、説明を終わります

(上村委員長)

ご説明いただきましてありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問はございますでしょうか。

(富山委員)

最初のほうなのですがすけれども、積算価格が公表されていて予定価格が可能であるにもかかわらず、どうして、逆に超過というような結果が出てくるのでしょうか。

(事務局)

私の想像ですけれども、そもそも、この金額ではとても割に合わないよという意思表示があるのではないかなと推測します。

(富山委員)

分かりました。

(上村委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(今井委員)

二つ目の案件のほうですが、蓄電池のほうですけれども、蓄電池本体の価格がだいぶ高額だということで1者のみがこの価格だったわけですけれども、蓄電池もいろいろなメーカーがあると思うのですが、この様式のこの電池みたいなそういった指定とかはないのですか。

(事務局)

様式といいますか、容量であったり、そういったところについての指定はございますけれども、メーカーについての指定はなしということでございます。

(今井委員)

では性能としては全部同じだと考えていいのでしょうか。

(事務局)

はい。市側としては、性能を担保した上でメーカー等は指定していないという状況となっております。

(今井委員)

ありがとうございました。

(上村委員長)

ほかにいかがでしょうか。私から2点ほどお尋ねしたいと思います。

④の案件でございますけれども、これ、なぜ指名競争入札になったのでしょうか。一般で、誰でも、この工事をできる人が限られているというふうにはならないではないかと思ひまして、素朴な疑問として感じました。

(事務局)

新潟市では、金額で、予定価格の金額で指名競争にするか一般競争にするかということを決めておまして、1,000万円以上の工事が一般競争入札になるものですから、今回は、これについては指名競争入札ということになります。

(上村委員長)

ありがとうございました。もう1点が、⑤の案件でございますけれども、28ページを拝見しておりますと、やはり多くの会社が超過しておまして、そもそもその予定価格の設定自体が本当に適切であったのかどうかということについて、やはり疑問が生じてくるような気はいたします。なぜ予定価格が、低めに設定というか、このようになっているかについては、定期的に見直しですとか、積算の仕方の検討ですとか、そういうことはなされるものなのでしょうか。

この案件についての質問というよりは、むしろ一般的な質問なのかもしれませんけれども、特に昨今、物価の高騰が本当に止まらないような状況でございますので、そうしたことが工事に対して大きな影響を与えているという部分もありますので、予定価格の積算の見直しなどについて、少し気になるところも出てきました。もし何かありましたらお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。積算の単価につきましては、上村委員がおっしゃるように、今、だんだん資材単価が高騰しておりますので、月に1回、改定をしておりますので、そういった部分の、物価上昇等の反映は適切になされているのではないかと思います。

やはり時々、なかなか予定価格で入れていただけないというか、超過が続いてしまうという場合はあるのですけれども、だからといって積算単価を恣意的にいじるということはなかなか難しいのですけれども、積算の部門のほうで、市場価格が適正に反映されるようにという取り組みはしております。

(上村委員長)

どうもありがとうございました。月に1回、見直していただいているということで、それは

安心いたしました。

たまたまだとは思いますが、この 28 ページのケースというのが、予定価格を下回っているものが 1 件もなく、それ以外もみんな超過というようなものが資料として出てまいりますと、やはり予定価格について少し心配になったということでございます。ありがとうございます。

ほかに委員の皆様からご質問ございますでしょうか。

(松岡委員)

先ほど、指名か競争かは 1,000 万円で区切るというお話でしたけれども、1,000 万円で区切る理由と、指名にした場合、どういう業者をどういう理由で選定するかということ、かいつまんで結構なのですけれども、教えていただければと思います。

(事務局)

機械的に金額で区切っておりますけれども、もちろん理由がございます、1 件目の案件説明のときに、私のほうから、中小企業振興基本条令の精神に基づいてやっているというお話をさせていただきました。要は、地場の事業者を優先的に使っていこうという精神の下でやらせていただいております、先ほどの案件、中央区役所発注の案件ですので、新潟市といっても広いですし、業者さんたくさんいますが、中央区の業者さんを優先的にするという枠組みを作るために 1,000 万円以下の案件については指名でやりましようとしているところです。これが 1,000 万円以上ということになってきますと、工事の規模が大きくなって難易度も上がってきますので、区内の事業者さんだけでは賄えないような件も出てきますので、市内全体に範囲を広げるというような区別をした中で、ルールを作らせていただいているという状況です。

(松岡委員)

ありがとうございます。非常に合理的だと思います。ありがとうございました。

(上村委員長)

ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先に進みたいと存じます。続きまして随意契約 1 件につきまして、事務局はご説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして抽出案件⑥の説明をさせていただきます。

案件名は、文書番号、施設第 100 号「坂井輪中学校普通・特別教室棟解体工事」でございます。発注方式は随意契約です。工事担当課は教育委員会の施設課です。予定価格が 1 億 5,066 万円のところ、落札金額は 1 億 5,000 万円でした。落札率は、先ほどの数字から割り返して 99.56 パーセントとなっております。工事種別は解体工事となっております。

工事概要ですが次ページをご覧ください。

写真がございまして、1月1日の能登半島地震で、この南校舎が12センチ南側にずれたそうです。大きい建物ですので、当然、杭で地面に固定されているのですけれども、12センチも地面が動くとうどうなるかという、建物に合体している杭の部分と、地面に埋まっている杭の部分とに、横にずれる方向で過大な負荷がかかって、杭がねじ曲がってひび割れたということ、被害調査において確認しております。

杭が折れ曲がっている、この写真ですと少し分かりづらいのですが、建物が傾斜しているそうです。その傾斜もかなり大きい傾斜で、倒壊の危険があるということで、早急に解体が必要だということで、この工事を実施させていただきまして、解体は現在完了しまして、現在は下段の写真のように現場は更地となっております。

前の29ページ、事案説明書にお戻りいただけますでしょうか。

随意契約なのですが、選定した相手方としましては、株式会社小林工業所です。なぜ小林工業所と随意契約としたかということなのですが、この小林工業所は、能登半島地震の発災後、この坂井輪中学校校舎の被害調査を請け負った事業者さんだと聞いております。ではなぜその小林工業所に被害調査を依頼したかと申しますと、新潟県解体工事業協会という組織がありまして、そこに大急ぎで被害調査をしたいのだけれどもどこに頼めばいいかという相談をした結果、ではうちの協会に加盟している小林工業所を推薦しますということで、小林工業所に被害調査を依頼しました。

小林工業所は、この坂井輪中学校の被害調査に入ったものですから、この現場の詳細な情報を持っておりますので、いざ、この校舎を撤去しようといったときも、下調べ、前調査なしですぐ現場に入って解体工事に着手できるということで、工事期間も短縮できますし、人件費的な部分も圧縮できるということで、早期かつ確実な履行が望める唯一の相手だということで、この小林工業所と随意契約を交わすことといたしました。

根拠法令としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に「緊急の必要により入札ができないとき」とございまして。それに加えて、同条の第6号で「入札に付することが不利益となる時」に該当するとして、随意契約とさせていただいております。この小林工業所に頼むことで、いつ倒壊するか分からないという中で急がなければいけないという条件が満たされて、かつ、もともと調査に入っていたということで、トータルコストも安くあがるという中で小林工業所に頼むことが合理的であったということです。

ちなみに、能登半島地震に限らず、近年、大規模な災害が頻発しておりますので、国が出しております「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」という冊子があるのですが、こちらについても、緊急被害調査とがれきの撤去については、急いでやらなければい

けないので、災害協定締結済の業界団体の推薦があれば随意契約としましょう、していいですよということがうたわれております。

先ほど少し名前を出させていただいた新潟県解体工事業協会というところは、まさしく業界団体で、かつ新潟市と災害協定を締結済の団体ですので、こちらが推薦する事業者さんと随意契約とさせていただくことで、スピードとコストを抑えたというような理由となっております。

見積状況等の契約までの経過についてですが、令和6年4月4日に見積り合わせを行い、予定価格内であったため、4月12日付けで契約締結しました。

めくっていただいて31ページですけれども、こちらの入札公告書ですが、抽出案件説明書とほとんど内容が重複しますので割愛させていただきます。

もう1ページめくっていただいて、32ページの入札・契約結果です。こちらについても、内容については公告文書同様、抽出案件説明書と重複いたします。随意契約とした理由は、先ほど申し上げたとおりです。

最後に、落札率が高い理由なのですけれども、もともとこの小林工業所さんは緊急被害調査を委託した業者さんで実際に現場を見ているわけですので、その結果をベースにした見積書は、非常に精度の高いものとなります。精度の高い見積りを参考見積としてお出しいただいて、精度が高いことは市側も承知しておりますので、それがほぼそのまま予定価格というような形になりました。その後は本見積の提出をいただいて契約締結としましたが、もともとも見積りの精度が高いわけですから、削減余地がほとんどなくて、結果として落札率が高くなったというように分析しております。

この案件につきましてのご説明は以上となります。

(上村委員長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの案件につきましてご質問はございますでしょうか。

(富山委員)

ご説明ありがとうございました。緊急であったということは理解できるのですが、見方によっては、この新潟県解体工事業協会の言いなりというか、そこが言うことが100パーセント正しいという前提となっているのかなとも取れるのですが、新潟市内にそもそも解体工事ができる業者がいくつくらいあって、その中で、おそらくこの小林工業所が優れた業者だとは思いますが、この協会がどうしてこの企業を選定したのかといったところはわかりませんか。

(事務局)

申し訳ございません、新潟県の解体工事業協会ということで、市の団体ではない、少し距離感があるところもありまして、契約課のほうで、加盟率や加盟事業所数は押さえておりませんので、お伝えできずに申し訳ございません。

もう一つ、委員がおっしゃる、どういった経緯でこの小林工業所さんが協会から推薦を受けたのかという理由についてもあったのですけれども、私どもも気になっておりまして、実際に工事課である施設課に聞いてみたのですが、残念ながらバタバタしている中での決定だったということで、協会内での業者選定方法について、施設課のほうでも把握できていないということでした。

おっしゃる点については、私どものほうでも、機会を見てまた確認してみたいと思います。

(富山委員)

言葉は悪いかもしれませんけれども、「癒着」等を避ける方策等を考える必要があるのではないかと思います。

(事務局)

ただ、協会のいいようにされているのではないかというようなご懸念については我々も同様の懸念を持っておりまして、小林工業所からいただいた見積については、それをそのまま鵜呑みにして予定価格とするのではなくて、小林工業所に内訳を教えてくれと、この金額のどれくらいの割合が人件費で、どれくらいの割合が機材の用意にかかるような経費なのかというところは、当然ヒアリングして、中身がまっとうなものであるところの確認はしておりますし、過去の同規模の建物の解体時にどれくらい経費がかかっていたかというような、類似工事の実績であったり、あるいは新潟市内に実績がなくても、業界紙や刊行物を見て、他の都道府県での実績なども参考にすることもできますので、そういった確認というのは十分にしたと聞いております。

(上村委員長)

ありがとうございました。ほかにご質問等ございますでしょうか。

(今井委員)

入札とはもしかしたら関係ないのかもしれないのですけれども、こういう学校の解体工事ですと、大量の産業廃棄物みたいなものが出るわけですが、その処理方法とか、そういうことのチェックとかはされているのでしょうか。学校は鉄筋なので、アスベストとかそういうものもある程度あると思うのですけれども、そういうことの処理とかそういう工法とか、処理法とかはチェックされているのでしょうか。

(事務局)

学校に限らず、学校は古い建物が多かったりもするので、設計段階で現地入りして、アスベ

ストが使われているということであれば、解体の設計書の中でアスベスト除去を組み入れた形で発注をかけます。

幸いといたしますか、坂井輪中学校に関しては、小林工業所の被害調査の中で、アスベストの使用が確認できませんでしたので、アスベストの除去は不要という形で解体工事に着手して、実際、アスベストは出なかったと聞いております。

ただ、建設業法で、アスベスト、有害鉛の取扱いについてはきちんと取り決めがありまして、新潟市がどうこうということではなくて全国一律の中で、危険な建材についてはこういう取扱いをなささいということが定められていますので、そういった定めに従いまして、安全確保したうえで、解体工事はしっかりなされていると認識しております。

例えばですけれども、1件目の抽出案件の説明をさせていただいた、東区役所前横断歩道橋なのですけれども、古い橋なので、鉛が塗装に多量に使われているということが分かりましたので、その鉛の除去については、この案件とは別立てでしっかり入札をして、廃棄物の運搬処理をやるということで、今、東区役所が動いているような状況です。

(今井委員)

ありがとうございます。

(梅澤委員)

また少し坂井輪中学校の解体処理の意見になると思うのですけれども、業界団体からのご推薦があれば、そちらと随意契約を結ぶということ自体は、特に私も異議があるとかではないのですけれども、やはり業界団体が推薦するプロセスというものを、事前に把握したほうがいいのかなどは思っていて、推薦される際の基準とか規程とかというのはあらかじめ抑えておいたうえで、そういった団体をお願いするというような流れを取られたほうがいいのかなどは思いました。

(事務局)

先ほどもご指摘をいただきましたとおり、おっしゃるとおりだと思っ部分が多々ございますので、そのあたりについてはまた検討を進めていきたいと思っております。

(上村委員長)

ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で抽出事案の審議は全て終了とさせていただきます。

本日の委員会において、全体に関する質問や市の入札・契約制度についてご意見などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(松岡委員)

今回いただいた別冊資料で、不調案件とか不落案件に関する質問と意見なのですけれど

も、この別冊資料を見ると、やはりかなりの件数で不調、不落があるのかなと認識いたしました。ということは、やはり市側の積算単価とか、予定価格の積算方法と受注者側の民間業者との齟齬がかなり、乖離があるのかなと思われまので、やはり、こういう形があるのかどうか分からないのですけれども、協議会とか何かでお互いすり合わせをして、お互いのずれを解消するような何か手続きなりをやられたほうがいいのではないかと、そういうのがあれば、それはそれで結構なのですけれども、ということが一つ。

それから、結構見ると、全社、最低制限価格未満というのがあるのですが、これはやはり税金の観点からすると非常にもったいないなど。前のときもあつたと思うのですけれども、かなりの業者が安く見積っているのに、予定価格が高すぎて最低制限を満たさず不落になると、やはり、かなり税金としてはもったいない。工事の内容というのは仕様で確保されているわけですし、契約不適合があれば、当然、修正工事を命ずることはできるでしょうし、評価をされるわけですから、評点を考えると手抜き工事をすることは通常考えられないですし、例えば業者、工事があまり入っていないけれども従業員の賃金は払い続けるので、やはり今回は多少赤字でも受けようというニーズもあると思いますし、そういうことを勘案すると、やはり現状、当初説明いただいた90パーセントを最低限とすることに合理性はないのではないかと。例えば70パーセントとか、そのくらいでもいいのではないかと。

根本的には安い方がいいわけで、もちろん、安かろう悪かろうはだめですけれども、入札の趣旨からすれば、同じ工事を同じクオリティで安くやってもらえれば一番税金が節約できるわけですから、そういう観点からすると、やはり少し、現状の最低制限の手続きが、果たして状況として合っているのかということにかなり疑問を抱きますので、やはり、そこは再検討いただく必要があるのかなということでございます。

(事務局)

ありがとうございます。

まず、資材の高騰については、先ほども少し当課の課長から月1回見直しがあるというお話をさせていただきました。

事業者さんサイドとしては、資材の値段がどんどん上がっているという頭の痛いところなのだろうと思うのですが、その業界団体さんとの意見交換などで、よく、一番強く聞かされるところとしましては、やはり人手不足なのです。とにかく技術者が足りないというようなことをおっしゃっていて、だから、手挙げをしたけれども辞退せざるを得なかったとか、人がいなくて手挙げ自体できなかったとか、そういう話は、正直、よく聞きます。

新潟市としても、この辺についてなんとかしていきたいという思いがございまして、余裕期間制度というものを、今年度はじめから開始しております。これは、業者を決めてしまって、

工事にすぐ着手しなくていいという制度でして、最大で90日以内に工事を開始してくれればいいというように、少し柔軟性を持たせた制度になっています。これの何がいいかといいますと、今、ほかの工事に張り付いている技術者さんが、例えば60日経てば体が空くといったときに、着工を後ずらしできれば、その技術者さんを当てることで、次の工事に移っていけるという環境が作れますので、技術者不足を減らす一つの支援になるわけです。そういった取組みをやっておりますし、あと、徐々に緩和の方向に動いてきているのですが、技術者の兼務です。例えば地理的に近い場所で2件の工事を受けているというときに、一人の技術者が二つの現場を兼務できるというような形も取り入れております。ですから、新潟市としても、許容できる範囲で少しずつ少しずつ取組みを進めていって、技術者不足の支援をやっているという状況ではございます。

ただ、いかんせん、人手不足はかなり深刻なようでして、人が少なくなってしまうと、今までのように次から次へと工事を請け負って1件1件の儲けがそれほど出なくてもどんどん仕事を回していくというスタイルで受注ができなくなってくるので、仕事を吟味して、回転率が落ちた分、1回当たりの利益率を重視しているのではないかと推測しております。

そういった人手不足をベースにした背景、事情があるが故に、昨今、非常に不調が増えてきていて、落札率自体、高止まりしているというような現状があるのかなと思っております。

おっしゃるとおり、資材価格の高騰、人材不足というのは我々も重々承知している中で、できるだけことをして、引き続き、不調がこれ以上増えていかないように努力していきたいと考えているところではございます。

(事務局)

最低制限価格の設定につきましては、現在建設業界の成り手がいないということで魅力ある建設業にするため、適切な賃金設定や、ダンピングの防止など、一定の水準を保障する最低制限価格というものがあるのですけれども、国の中央公契連モデルという水準がございまして、概ねその水準に達するような形で最低制限価格を設定しております。さまざまな考え方があるのですけれども、現時点で都道府県や新潟市を含めた政令市レベルは、その水準で設定しているところです。

(上村委員長)

ありがとうございました。ほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

1点だけ。今回の土木の工事の抽出案件が多かった気がしますけれども、もう少しばらけるような選定のルールですとか、そういうことも考えていただいてもいいのかなという気はいたしました。ただの感想ですので、またご検討いただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは、委員の皆様から出されたご意見につきましては、事務局は

今後の参考とするように、よろしく願いいたします。

最後に、次第2「その他」について事務局は説明をお願いいたします。

## **2. その他**

(事務局)

何点か事務連絡をさせていただきます。

本日も多忙の中、委員の皆様には、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

事務連絡というのは、任期にかかるお話になるのですが、本委員会は年に2回開催で、今日が今年度2回目ということで、年度最後の開催となります。そうしますと、離任される方がいらっしやいまして、委員の任期は基本2年で3回まで再任可能となっているのですが、上村委員と富山委員には、3期6年間お世話になりまして、今回で満了の6年ということで、離任されることとなります。大変ありがとうございました。同様に、榎並委員には公募でご就任いただいたのですが、公募委員は再任という制度がなく、1期2年満了のため、榎並委員につきましても離任されることとなります。同様に、大変お世話になりました。ありがとうございました。それぞれのお立場から、さまざまご意見をいただきまして、新潟市の入札契約制度の改善に大きく貢献していただいたと思っております。改めて、大変ありがとうございました。御礼申し上げます。

残る今井委員、梅澤委員、松岡委員につきましては、内々に再任のお話をさせていただきます。内諾をいただいております。引き続き2年、よろしく願いしたいと思います。

今日が本年度最後の開催ということで、次回開催は令和7年7月を予定しております。ご留任の方々には、近くなりましたら日程調整のご連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。

先ほど対象工事の選定についてご意見をいただいたところですが、次回の案件抽出については、再任となる今井委員にお願いしたいと思っております。先ほど上村委員からいただいたご意見などを参考に、お力をお借りすることになりますが、よろしく願いいたします。

事務連絡は以上となります。離任される委員の皆様には、重ね重ね、ありがとうございました。御礼申し上げます。

(上村委員長)

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の委員会はすべて終了となりますので、閉会とさせていただきます。スムーズな議事運営へのご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。本日はお疲れさまでした。